

○財務省告示第三百三十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十六年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年年度の初日から平成二十六年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	一五トン
四	二一、五六〇トン
五	六七〇トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
三八四トン	五三二トン	八、八五〇トン	七一、三六〇トン	四、七五八トン	六四トン	三三五、六八九トン	六六七、九六五トン	三、一八一、一八六トン	三九、九八一トン	五、〇七四トン	二、三〇九トン	一八、九四一トン	一トン	七トン	二〇トン

二九	二二八トン
二八	五・〇トン
二七	六、三六八トン
二六	二、四三五トン
二五	〇トン
二四	一四トン
二三	二、九六六トン
二二	一七二トン
二一	一四、三四九トン